

第1回WGにおける指摘事項に対する検討

1. 第1回WGにおける論点と検討の方向性

- 第1回WGにおいてご提示頂いた論点について、今後の検討の方向性を整理した。

#	論点		方向性
	概要	詳細	
1	定量的な観点の取り入れ	<ul style="list-style-type: none"> 定性的な評価も重要であるが、定量的なものも適用できるのであれば、プログラムで算定して適正かどうか判断してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準は、準備、施工、後片付け、完成に至るまでの工期の設定に当たり、受発注者双方が考慮すべき事項をとりまとめる。
2	週休2日・土日閉所について	<ul style="list-style-type: none"> 週休2日は土日に限定されるのか。工事の特性によっては適さないのではないか。 個々のプロジェクトに応じた週休2日の設定が望ましい。労働者個人レベルで見た際に週休2日を確保できていればいいと思料。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月より建設業においても労働時間に係る罰則付き上限規制が適用されることを踏まえつつ、将来の担い手確保に資するため、週休2日の取得が可能となるような基準とする。
3	設計変更	<ul style="list-style-type: none"> 設計変更による工期への影響をどのように取り入れるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計変更に応じて、適正な工期が確保されることが必要であると認識。
4	主要四分野の意見の取り入れ方	<ul style="list-style-type: none"> 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議で既設の分野別連絡会議では、積算担当がいらないため専門的な議論に適さない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各分野において、工期の基準に考慮すべき事項があれば反映したいと考えているが、その反映方法は柔軟にしたい。 次々回第4回に向けて、各分野の意見集約をしていく想定。
5	前提条件の整理	<ul style="list-style-type: none"> 検討に当たっては、工期がどの段階の工期を指しているのか明確化する必要がある。また、発注者-元請間の工期なのか、元請-下請間の工期なのか明確化する必要がある。 本基準が、適正工期を設定するための支援策なのか、それとも著しく短い工期を取り締まるためのものなのか、位置づけを明確にする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準の前提条件（位置づけ、適用範囲、利用イメージ）について整理。《次頁参照》

2. 前提条件の整理(1/3:基準の位置づけと適用範囲)

- 工期に関する位置づけ及び適用範囲を整理した。

工期に関する問題

<背景>

- ✓ 品質確保に向けた制度整備や処遇改善に向けた労務単価の引き上げ、ダンプの防止等が進められている。
- ✓ 働き方改革の推進及び担い手確保のためには、適正な工期の設定が重要な要素であり、これを推進するため、工期に関する基準案を作成することとされた。

あるべき姿

- ✓ 長時間労働の是正 (2024.4~改正労働基準法の建設業適用)
- ✓ 週休2日の浸透
- ✓ 建設業界の魅力の向上、担い手の確保 (新3Kの実現による持続的な産業育成)

適正な工期設定

(※) 工期の適正化は生産性向上と相まって進められるもの

工期に関する基準

現状

- ✓ 長時間労働
- ✓ 週休2日が不十分
- ✓ 魅力が十分に訴求できていない

基準の位置づけと適用範囲

工期に関する基準

工期の設定に当たって、受発注者双方が考慮すべき事項の集合体

適用範囲

対象者

- ✓ 基準が対象とする関係者は、公共・民間問わず建設工事に関わる全ての受発注者。
- ✓ なお、本WGとしては、まずは発注者と元請業者との間における工事請負契約を念頭に検討し、これを検討する中で各下請工事における要素を盛り込んでいく。【第1回WG討議事項】

期間

- ✓ 基準が対象とする期間は、建設業法の考えに基づき、工事の着手時期と工事の完成時期の間。

建設業法 第三十四条
2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

事業化/
構想

設計

入札/契約

工事着手

工事完成

工期

(※) 着手には、現地調査、施工計画の作成等の準備行為の開始が含まれる

(※) 設計等の前工程が工期に影響を与えることに留意

契約方式

- ✓ 以下のような様々な方式においても、工事の施工段階が含まれていることに留意しつつ、必要に応じて各方式に関する考慮事項についても補足的に取り入れることとする。

(参考)事業プロセスの対象範囲に応じた方式

設計段階から施工者が関与する方式

設計・施工一括発注方式

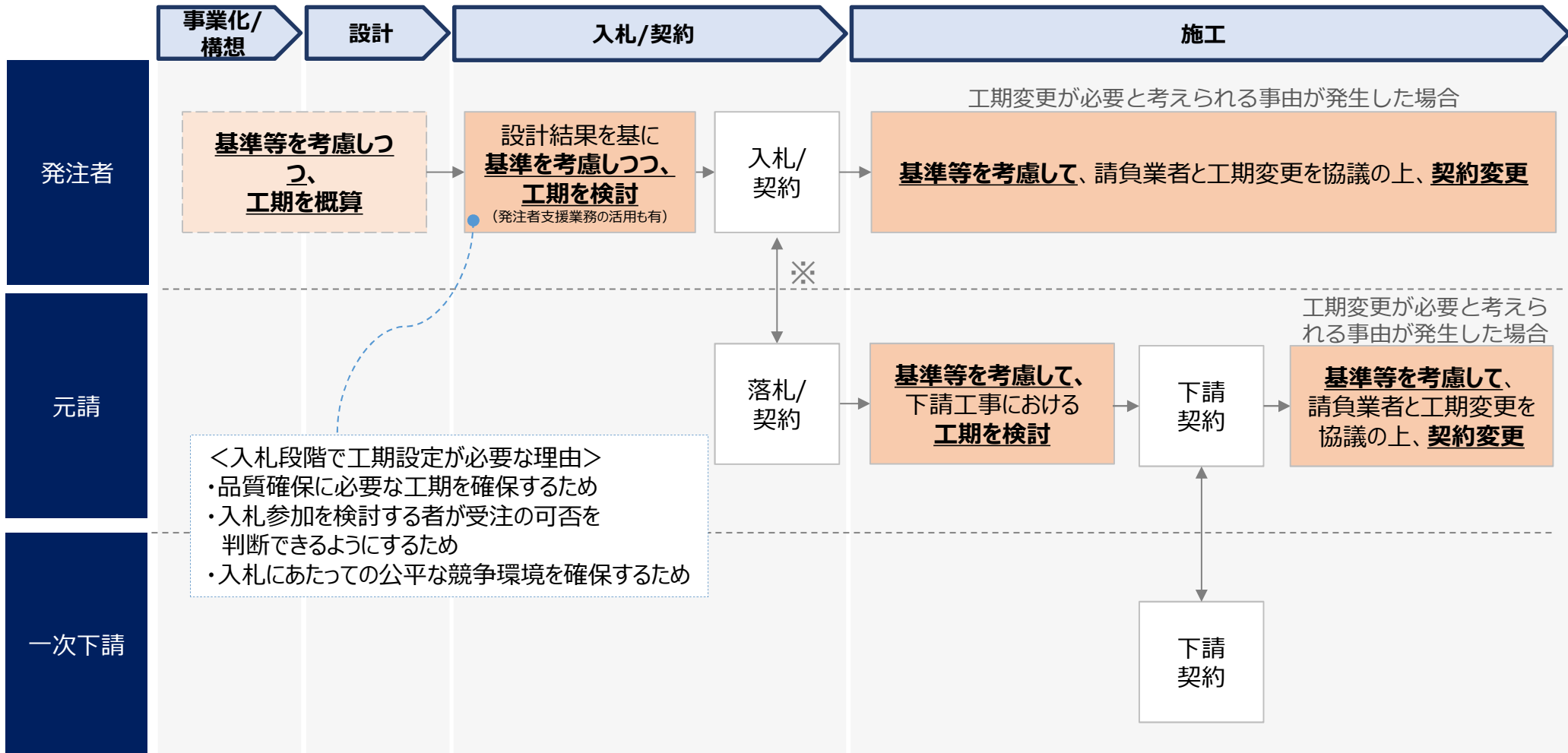
維持管理付工事発注方式

詳細設計付工事発注方式

2. 前提条件の整理(2/3:公共工事での利用イメージ)

【一般的な場合であり、各工事で異なる点に留意】

- 一般的な公共工事においては、発注者側で工期が検討され、入札時に提示される。
- 工期に関する基準は、適正な工期を設定するために、工期の検討時及び施工期間中の契約変更時に利用する。



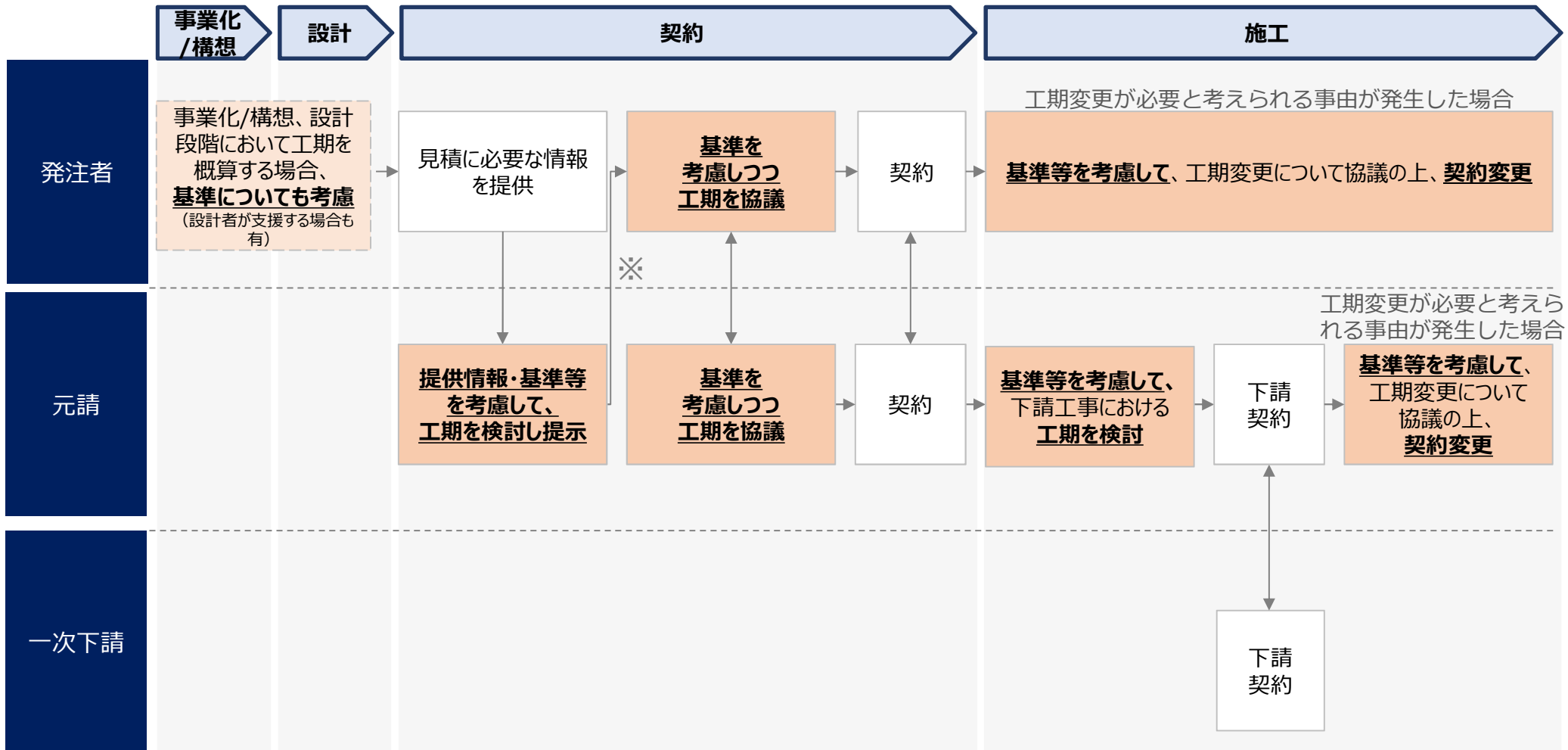
※ 建設業法（建設工事の見積り等）

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2. 前提条件の整理(3/3:民間工事での利用イメージ)

【一般的な場合であり、各工事で異なる点に留意】

- 工期に関する基準は、適正な工期を設定するために、工期の検討時および施工期間中の契約変更時に利用する。
- 発注者は、契約・施工の前工程で工期を概算する際に、基準を考慮する。

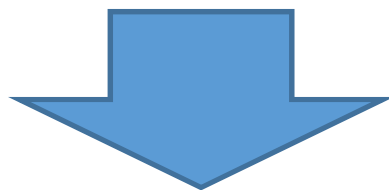


※建設業法（建設工事の見積り等）

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

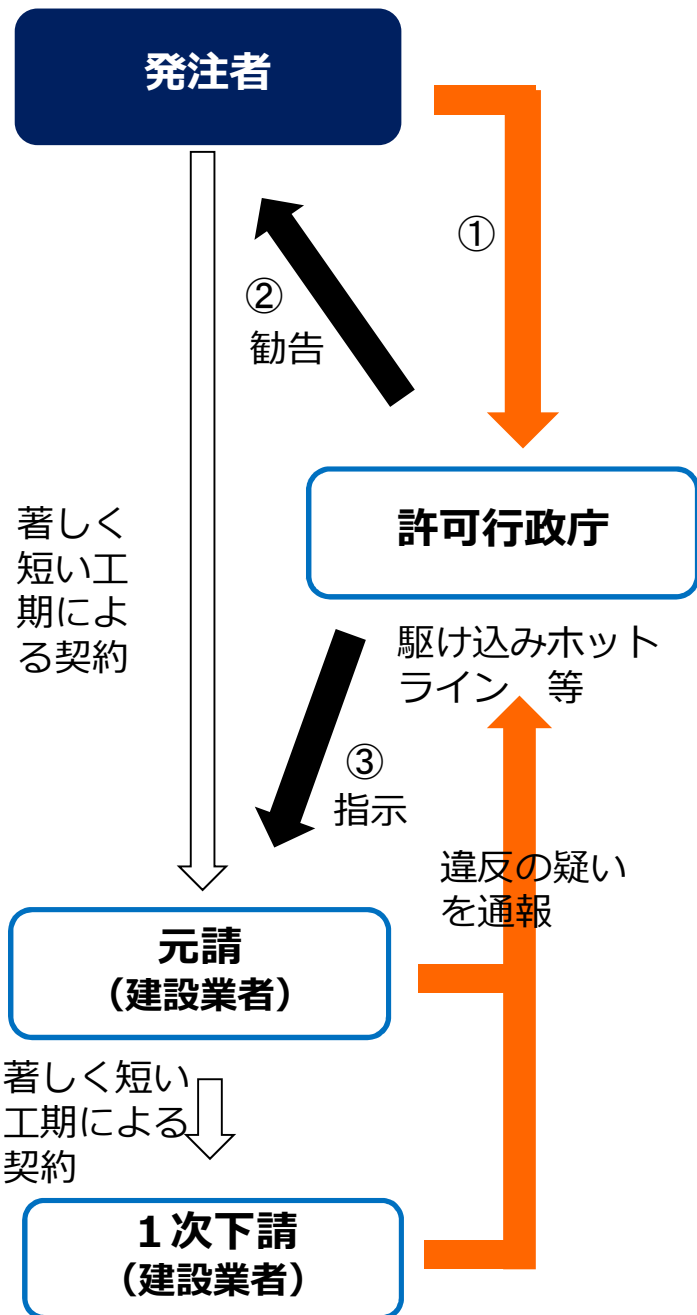
○著しく短い工期をどのように判断するのか？

- ・ 著しく短い工期であるかどうかについては、工事の内容や工法、投入する人材や資材の量などに依るため一律に判断することは困難



- ・ 休日や雨天など、中央建設業審議会において作成した工期に関する基準で示した事項が考慮されているかどうかの確認
- ・ 過去の同種類似工事の実績との比較
- ・ 建設業者が提出した工期の見積りの内容の精査などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断

【参考】著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



① <公共工事の場合> <入契法>

- 建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

<入契法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

- ② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。
※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

<建設業法>

第十九条の六 (略)

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

- ③ 建設工事の注文者が建設業者であるため、建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。（通常の監督処分と同様）

※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

【参考】成果物のイメージ

- 基準案として、工期設定に関する考え方を具体化しつつ、その際に考慮すべき事項をとりまとめる。

